

輪島市監査公表第32号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成31年1月16日（水） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○福祉課は子育て支援、障害者支援、生活支援の他、地域で活動する民生委員や各種福祉団体との連携業務などを16名の職員で対応している。事業の多くが国・県の補助事業であるため補助金申請業務が多い。各事業者間と交わす委託契約書の内容の精査、完了報告書、請求書等の検収、早期の支払い実施を行うとともに、事業の進捗状況を常に把握することで適切な予算管理に努めていただきたい。

○福祉課の業務は健康推進課や学校・保育所等との連携も重要である。本年度発達支援室がふれあい健康センターに移転し、各発達年齢に応じた指導が市直営の子育て支援センターや関係する事業所等で行われている。今後とも職員が一体となって業務に精励され良い成果があらわれることを期待したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①保育料及び災害援護資金貸付金元利収入の滞納について

今後も滞納者個々の状況に応じ、適宜な対応で計画的に滞納額の削減に取り組まれない。